

熊谷市立熊谷東中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 本会は、熊谷市立熊谷東中学校PTAと称し、事務所を熊谷市立熊谷東中学校に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、会員相互の教養を高め親睦を図るとともに、学校及び家庭・地域との緊密なる連携のもとに、民主的教育の振興と、生徒の健全育成を期することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学校の教育目標を達成するための協力と援助。
- 2 学校、家庭、地域の密接なる連携による、生徒の健全育成。
- 3 学校の環境及び施設の整備。
- 4 会員の教養を高めるための、講習会、講演会、視察、見学等の開催。
- 5 地域の社会教育の振興

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、熊谷東中学校に在籍する生徒の保護者、及び本校に勤務する職員とする。

第5章 地 区 割

第5条 この会を運営するにあたり、東中学校通学区を地区（星宮・成田・佐谷田・久下）と地区を構成する班（小字等）に分ける。

第6条 地区及び班の構成は別に定める。

第6章 役 員

第7条 本会には次の役員を置く。会長、副会長以外の役員の定員は別に定める。

- | | | |
|---|---------|-----------------------------------|
| 1 | 会 長 | 1名 |
| 2 | 代表副会長 | 1名 |
| 3 | 副 会 長 | 9名
(1名は教頭を持って充てる。また、1名を書記とする。) |
| 4 | 常 任 委 員 | 相当数 (別表1の班の数) |
| 5 | 委 員 | 相当数 (各地区の班から選出される委員数) |
| 6 | 専 門 委 員 | 相当数 (教職員を含む) |
| 7 | 学 年 委 員 | 相当数 (学級毎に2名) |
| 8 | 会 計 | 若干名 (数名は教職員をもって充てる) |

- 9 監 事 若干名
- 10 幹 事 若干名（数名は教職員をもって充てる）

第 8 条 役員の選出は次の通りとする。

- 1 会長・代表副会長（次期会長候補）・副会長・監事の役員については、役員候補者推薦委員会を構成し選出する。
 - ア 推薦委員は各地区より 2 名、教職員の中から互選により 2 名選出し、以上 10 名を委員とする。
 - イ 推薦委員会は候補者を推薦し、あらかじめその候補者の同意を得て常任委員会に報告し、総会の承認を得る。
 - ウ 副会長については、1 名を本部役員会の書記として推薦する。
- 2 常任委員については、各班の委員の互選により 1 名を選出する。
- 3 委員については班を構成する会員の互選により選出する。
- 4 会計及び幹事は会長が委嘱し、常任委員会に報告し、総会の承認を得る。

第 9 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 10 条 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期とする。

第 7 章 顧 問

第 11 条 本会には、顧問を置くことができる。顧問は本会または本校に特に功労のあった者について、常任委員会に諮り会長が委嘱する。

第 8 章 役員 の 職 務

第 12 条 会長は次の職務を行う。

- 1 本会を代表し、会務を総理する。
- 2 総会及び常任委員会等すべての会議を招集して、その議長を指名する。
ただし、総会は会員の中から議長団を構成し、総会の承認を得て議長を決定する。
- 3 常任・専門・学年委員の意見を聞いて、各委員会の委員長を委嘱する。
- 4 監査委員会を除くすべての委員会に出席し、意見を述べるができる。

第 13 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また、各委員会のいずれかを担当し、委員会運営に関する助言を行う。

第 14 条 委員は会員の意見・要望を本会の運営に反映させるとともに、会務の執行に關しての連絡・調整にあたる。

第 15 条 会計は次の職務を行う。

- 1 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- 2 監査を経た後、常任委員会の承認を得て、定期総会において決算報告をする。
- 3 本会の財産を管理する。
- 4 予算の立案に協力する。

第 16 条 監事は会計を監査する。必要に応じ臨時監査を行うことができる。

第 17 条 幹事は次の職務を行う。

- 1 総会及び常任委員会等の議事、ならびに本会の運営・活動に関する庶務の

処理、各種会議の連絡調整にあたる。

2 各種会議の重要事項の記録及び通信その他の書類を保管する。

3 各種会議・会合に出席し、円滑な運営に協力する。

第18条 常任委員・専門委員・学年委員・支部委員等の職務と委員会の組織は別に定める。

第9章 総 会

第19条 総会は本会の最高議決機関であって、毎年1回年度初めに開催し、次のことを諮る。

1 新役員に関する報告と承認をすること。

2 前年度の事業報告と決算報告を承認すること。

3 新年度の事業計画と新年度予算を決定すること。

4 転退職役員及び教職員への謝意を表すること。

5 会則の改廃に関すること。

6 その他、緊急かつ重要事項の審議決定をすること。

第20条 総会は会員の五分の一以上（委任状を含む）によって成立し、議決は出席者の過半数以上の同意を必要とする。

第21条 常任委員会が必要と認めた場合、または全会員の五分の一以上の同意がある場合、臨時総会を開催することができる。

第10章 全体役員会

第22条 全体役員会は、会長、副会長、常任委員（専門委員）、学年委員、委員、監事、会計、幹事をもって構成する。

第23条 全体役員会は、会務の円滑な運営を期して年1回定期総会後に開催し、その年度の活動の方針と具体的活動計画の確認を行う。

第11章 委員会設置

第24条 本会は第2章の目的を達成するため、次の委員会を設置する。

1 本部役員会

2 常任委員会

3 専門委員会

4 学年委員会

5 支部委員会

第25条 各委員会の構成及び職務については別に定める。

第12章 本部役員会

第26条 本部役員会は会長・副会長をもって構成する。

第27条 本部役員会は必要に応じて会長が招集し、常任委員会に提出すべき議案及び会務の執行に関する重要な事項を審議する。

第13章 常任委員会

第28条 常任委員会は、本部役員・常任委員・専門委員会の委員長・各学年委員会の委員長及び幹事をもって構成する。

第29条 常任委員会は、この会則に定めるもののほか、監査の権限外の本会の事務及び運営の基本的事項を処理し、かつ各委員会の連絡調整を図る。

第30条 総会に提出する議案及び内容を調整し、作成する。

第31条 委員と学校の協力を得て資源回収、バザーを実施する。

第32条 議決は構成員の過半数以上が出席し、出席者の過半数以上の同意を必要とする。

第33条 特定の目的を遂行するため、常任委員会は臨時委員会を設置することができる。

第14章 専門委員会

第34条 専門委員会として、次の委員会を置く。

- 1 広報委員会
- 2 文化・厚生委員会
- 3 安全・健全育成委員会
- 4 保健体育委員会
- 5 家庭教育委員会

第35条 専門委員会の委員は、各地区の委員から選出する。

第36条 各専門委員会毎に、正副委員長を置く。正副委員長は、常任委員以外の委員の中から互選により選出する。

第37条 各専門委員会は次のことを行う。

- 1 広報委員会
 - ア 新聞の発行に関する一切の仕事をする。
 - イ 必要に応じて会員および地域社会に対し、情報の伝達や意見交換に努める。
- 2 文化・厚生委員会
 - ア 会員の福祉及び文化的啓蒙や親睦に関する計画を立て、これを実行する。
 - イ 研修旅行、研修視察等を開催する。
- 3 安全・健全育成委員会
 - ア 生徒を交通事故から守るための交通安全の推進、及び望ましい生活習慣の定着に関する計画を立て、これを実行する。
 - イ 通学路、防犯灯の点検、登下校の指導等を通して、危険個所の発見や健全育成上の問題についてその対策を図る。
- 4 保健体育委員会
 - ア 学校保健の推進に協力するとともに、会員の親睦を図るための計画を立て、これを実行する。
 - イ 学校保健委員会に協力するとともに、会員の親睦を図るための計画及び連合PTA等のスポーツ大会に関する計画を立て、これを実行する。
- 5 家庭教育委員会
 - ア 会員の研修と親睦を深めるための計画を立て、これを実行する。

イ P T A 講習会等を開催する。

第 1 5 章 学年委員会

第 3 8 条 学年委員会は、その学年の福利と親睦、及び進路指導等教育上の問題について協議する。

第 3 9 条 学年委員会は、各学年毎の委員及び関係教員によって、それぞれ 1 学年委員会、2 学年委員会、3 学年委員会を組織する。

- 1 各学級の会員の互選により学年委員若干名を選出する。
- 2 各学年の委員の互選により、各学年委員会毎に正副委員長を選出する。
- 3 学年委員会は、毎年 5 月末日までに組織する。

第 4 0 条 各学年委員会は、各学年毎にまたは他の学年委員会と合同で、関係教員と協力して次のことを行う。

- 1 授業参観への参加と学級懇談会の計画を立て、これを実行する。
- 2 進路学習会等の計画の立案に協力し、参加する。
- 3 生徒と保護者の学習または生活に有益な研修・講演などの計画を立て、実行する。

第 4 1 条 学年委員会は、年間 3 回以上開催することを原則とする。

第 1 6 章 支部委員会

第 4 2 条 本会は、佐谷田・成田・星宮・久下の 4 地区に支部委員会を組織する。

第 4 3 条 支部委員会は、各地区の会員の親睦及び連絡調整にあたる。

第 4 4 条 支部委員会は、各地区選出の副会長及び常任委員、委員によって組織される。

- 1 各支部毎に支部長 1 名、副支部長 1 名を選出する。
- 2 支部長、副支部長は本会の副会長が兼任する。

第 1 7 章 会 計

第 4 5 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第 4 6 条 会費は年額 3, 0 0 0 円とし、一括納入とする。

第 4 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第 1 8 章 付 則

第 4 8 条 校長及び教頭は、いずれの会議にも出席し、学校教育、学校管理の専門職の立場から意見を述べることができる。

第 4 9 条 この会則は、総会において出席者の過半数以上の賛成がなければ、改正することができない。

第 5 0 条 本会の会員ならびに生徒に関する慶弔規定は別に定める。

第 5 1 条 この会則は昭和 4 7 年 4 月 1 日より実施する。

〈改正記録〉

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 昭和49年 | 4月 1日一部改正 | 2. 昭和51年 | 4月 1日一部改正 |
| 3. 昭和53年 | 4月 1日一部改正 | 4. 昭和56年 | 4月28日一部改正 |
| 5. 昭和57年 | 4月30日一部改正 | 6. 昭和59年 | 4月20日一部改正 |
| 7. 昭和63年 | 4月25日一部改正 | 8. 平成 元年 | 5月11日一部改正 |
| 9. 平成 3年 | 5月 7日一部改正 | 10. 平成 4年 | 5月15日一部改正 |
| 11. 平成 5年 | 5月11日一部改正 | 12. 平成 6年 | 5月17日一部改正 |
| 13. 平成 9年 | 5月14日一部改正 | 14. 平成10年 | 5月11日一部改正 |
| 15. 平成16年 | 4月28日一部改正 | 16. 平成20年 | 4月27日一部改正 |
| 17. 平成26年 | 4月25日一部改正 | 18. 平成31年 | 4月 6日一部改正 |
| 19. 令和 4年 | 4月28日一部改正 | | |

〔別表1〕 地区別の「班」編成及び常任委員数 （会則第5条・第6条・第7条関係）

1. 各地区から選出する常任委員数の変更については、常任委員会の承認を要するものとする。
2. 地区内の「班」の編成及び班から選出する委員数は、生徒数の増減に応じ、支部委員会に一任する。
3. 地区別の常任委員数及び「班」の区分けは次の表の通りとする。

（平成31年4月6日現在）

【常任委員数】地区名	班・小字等
【6名】佐谷田地区	①東区 ②西区 ③南区 ④北区 ⑤戸出 ⑥平戸
【8名】成田地区	①上川上 ②会下後・十二所・成田成田山 ③原山 ④宿裏・辻 ⑤中廓・下廓・下河原 ⑥中西南・中西北・藤の宮・五田塚前・五田塚後 ⑦吉原・堀の内・秋葉 ⑧宮前・下河内・長塚西方寺
【2名】星宮地区	①池上 ②下川上
【7名】久下地区	①熊久 ②上久下 ③下久下 ④太井 ⑤新田1 ⑥新田2 ⑦久下3, 4

【別表2】各委員、会計、監事、幹事の定員数（会則第7条関係）

1. 役員の定員数を変更するときは、常任委員会の承認を要するものとする。
2. 現在の各役員の定員数は、次の通りである。（平成31年4月6日現在）

常任委員	[別表1]の通り
専門委員	Pは支部委員会において各専門委員会ごとの所属人数を決める。 Tもそれぞれ専門委員会に所属する。
学年委員	各学級ごとに2名。
会計	2名（P1は代表副会長が兼務、T1）
監事	2名（各支部退任副会長から2名）
幹事	4名（Pは各支部退任副会長から2名、Tは2名）

【別表3】会員並びに生徒に関する慶弔規定（会則第50条関係）

1. この規定を変更するときは、常任委員会の承認を要するものとする。
2. 現在の贈与する場合及び金額等は次の通りである。（平成20年4月1日現在）

(1) 弔辞の場合

死亡者	香典金額、生花
教職員本人	香典 10,000 円 + 生花 1 基
教職員の父母、配偶者、子女	香典 5,000 円 + 生花 1 基
本部役員（正副会長）本人	香典 10,000 円 + 生花 1 基
本部役員の父母、配偶者、子女	香典 5,000 円 + 生花 1 基
上記以外の会員（配偶者を含む）	香典 5,000 円 + 生花 1 基
生徒	香典 10,000 円 + 生花 1 基

※生花は斎場により、それに準ずるものとする。

(2) 見舞いの場合

お見舞いする場合	見舞い金額
会員（保護者及び教職員の火災）	10,000 円
教職員、本部役員の病気・事故入院等	状況に応じて本部役員会で協議して決定

(3) 慶事の場合（該当なし）

【別表4】旅費支給内規

- 1 この内規は、役員が東中PTAの行事及び市P連等上部団体の行事に参加し、学区外に出向いたときの交通費または食事代の支給基準について定める。
- 2 この内規の変更については、常任委員会の承認を要する。
- 3 現在の支給基準及び金額は、次の通り。（平成12年4月1日現在）

(1) 交通費

場所	金額
市内	300円
旧大里教育事務所管内	500円
上記以外の場所	本部役員会で別途協議して決定する。

(2) 食事代

昼食が必要な場合は500円を支給。